

令和 8 年第 3 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 8 年 6 月 1 7 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会議場

開会（開議） 令和 8 年 6 月 1 7 日（水）午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	野 村 秀 雄
副 町 長	江 刺 家 和 夫
教 育 長	小 野 淳 美
会 計 管 理 者	木 明 修
総 務 課 長	高 山 幸 人
企 画 財 政 課 長	西 舘 峰 夫
防 災 管 財 課 長	木 明 裕 二
産 業 振 興 課 長	上 野 優
町 民 課 長	五 十 嵐 洋 介
介 護 ・ 福 祉 課 長	飯 田 貴 子

健康づくり課長	小林知美
建設水道課長	古林輝樹
学校教育課長	飯田満
兼学校給食共同調理場所長	
学校教育課指導室長	濱田健太郎
社会教育・スポーツ課長	長根一彦
中央公民館長兼図書館長	二本智徳
兼歴史民俗資料館長	
代表監査委員	駒井広

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中利実
議会事務局総括主幹	濱中太一
総務課主幹	木村卓磨

議事日程（第1号）

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 提案理由説明 |
| 日程第5 | 委員会の所管事務調査報告
1、総務常任委員会
2、建設産業保健衛生常任委員会 |
| 日程第6 | 特別委員会の中間報告
1、統合小学校新築事業調査特別委員会 |

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した

- | | |
|----|------|
| 4番 | 村中玲子 |
| 9番 | 野坂充 |

町長の提出議案

- | | |
|--------|--|
| 報告第1号 | 令和7年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 報告第2号 | 令和8年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について |
| 承認第3号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第11号）） |
| 承認第4号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例） |
| 承認第5号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 承認第6号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例） |
| 議案第26号 | 令和8年度野辺地町一般会計補正予算（第1号） |
| 議案第27号 | 令和8年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第28号 | 令和8年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第29号 | 令和8年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |

- 議案第30号 令和8年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第31号 野辺地町一般職の任期付職員の採用に関する条例案
- 議案第32号 野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例案
- 議案第33号 財産の取得の件（タブレットパソコン購入）
- 議案第34号 財産の取得の件（草刈装置購入）
- 議案第35号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第36号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第37号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第38号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第39号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第40号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第41号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第42号 野辺地町農業委員会委員の任命の件
- 議案第43号 野辺地町農業委員会委員の任命の件

議会の提出議案 な し

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡山義廣君） おはようございます。ただいまから令和８年第３回野辺地町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 ９時３０分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第111条の規定によって、４番、村中玲子君、９番、野坂 充君を指名します。

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会で会期について審査した結果を皆様に配付しております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月19日までの３日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月19日までの３日間に決定しました。

会期日程	
６月１７日	本会議（会議録署名議員の指名、会期の決定、提案理由説明、委員会報告）
６月１８日	本会議（一般質問）
６月１９日	本会議（議案審議（補正予算等）、議員派遣の件）

◎諸般の報告

○議長（岡山義廣君） 日程第３、諸般の報告を行います。

一部事務組合議会の会議出席報告を選出議員にさせていただきます。

北部上北広域事務組合議会について報告をお願いします。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 北部上北広域事務組合議会の報告を申し上げます。

令和8年3月19日午後2時30分より、北部上北広域事務組合庁舎2階大ホールにおきまして、令和8年第1回北部上北広域事務組合定例会が招集されました。会議の経過を報告いたします。

審議に付した事件は9件で、予算4件、条例5件であります。

「議案第1号 令和7年度一般会計補正予算（第4号）」については、歳入歳出予算の総額から7,736万円を減額し、それぞれ33億5,221万4,000円となりまして原案どおり可決されております。

「議案第2号 令和7年度病院事業会計補正予算（第3号）」については、収益的収支の既決予定額において、病院事業収益を1億7,323万4,000円の減額によって29億8,857万3,000円、病院事業費用を6,992万円の減額によって30億6,709万9,000円として、7,852万6,000円の赤字を見込んでおります。資本的収支の既決予定額には診療放射線技師、薬剤師を目指す学生に貸与する修学資金について計上されておりました。こちらは原案どおり可決されております。

「議案第3号 令和8年度一般会計予算」については、歳入歳出予算の総額を32億1,049万2,000円とし、前年度と比較して1億3,145万3,000円の減となっております。本予算は、原案どおり可決されております。

「議案第4号 令和8年度病院事業会計予算」については、収益的収支予算では病院事業収益は32億7,028万6,000円を予定し、前年度と比較して1億979万3,000円の増、病院事業費用は32億3,833万円を予定し、前年度と比較して9,896万5,000円の増となり、収支は3,195万6,000円の黒字を確保するものであります。資本的収支予算では、収入総額は2億2,398万5,000円、支出総額は3億880万3,000円で不足する8,481万8,000円については内部留保資金で対応するものです。本予算は、原案どおり可決されております。

「議案第5号 組合議会議員及び特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、原案どおり可決されております。

「議案第6号 組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、緊急消防援助隊の特殊勤務手当を国家公務員等との均衡を図るもので、原案どおり可決されております。

「議案第7号 組合職員等の旅費に関する条例について」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、支給方法等の見直しを行うもので、原案どおり可決されております。

「議案第8号 斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公共団体の基幹業務システムの統一に伴い、字句等を改めるもので、原案どおり可決されております。

「議案第9号 火災予防条例の一部を改正する条例について」は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正

に伴い、所要の改正を行うもので、原案どおり可決されております。

以上、令和８年第１回北部上北広域事務組合議会定例会の出席報告であります。

○議長（岡山義廣君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案の上程、提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第４、報告第１号及び第２号、承認第３号から第６号まで、議案第26号から第43号までを一括上程いたしまして、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和８年第３回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ただいま上程されました諸議案の説明に先立ちまして、３月定例会以降の諸般の事項について３点ほどご報告をいたします。

初めに、「生成ＡＩを活用した行政ＤＸ推進に係る連携協定の締結」についてであります。

当町では、人口減少や職員数の減少が見込まれる中においても、より便利で分かりやすい行政サービスの提供と業務の効率化を図るため、デジタル技術を活用した業務改革の取組の一環として、４月13日に、自治体向け生成ＡＩサービスを提供するＰｏｌｉｍｉｌｌ（ポリミル）株式会社と、「生成ＡＩを活用した行政ＤＸ推進に係る連携協定」を締結いたしました。

本協定は、青森県内の自治体として初めて締結したものであり、同社が有する生成ＡＩ活用に関する知見やノウハウを活用し、職員の生成ＡＩ活用能力を高めることで、事務負担の軽減や業務効率化を図り、その成果をより質の高い住民サービスの提供につなげていくものであります。

今後は、本協定に基づく取組を通じて、町民の皆様には「便利になった」「分かりやすくなった」と少しでも実感していただけるよう、一つ一つ取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、４月18日から５月６日にかけて、愛宕公園で開催されました「のへじ春まつり」についてであります。

期間中は、こいのぼりの掲揚や各種イベントの開催に加え、灯籠の明かりと夜桜の共演などにより、多くの町民の皆様や来園者の方々に、春の野辺地を楽しんでいただけたものと受け止めております。

また、毎年恒例となっております「ホタテ駅伝大会」では、県内各地から多数のご参加をいただき、全部門合わせて81チームが健脚を競い合いました。

このような取組は、県内外の交流人口の拡大、地域経済の活性化、そして町の魅力発信につながる重要な機会であります。

町といたしましても、公園の環境を整備しながら、引き続き関係団体と連携し、町の魅力を効果的に発信するとともに、町民の皆様がふるさとのよさを再認識できるよう、継続して取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「青の煌めきあおもり国スポに向けた機運醸成」についてご報告申し上げます。

皆様ご承知のとおり、本年9月4日から7日にかけて、当町において青の煌めきあおもり国スポハンドボール競技会、少年男子の部が開催されます。

当町での競技会開催に向け、5月24日には、ハンドボール競技会開催100日前イベントとして、炬火リレーを開催いたしました。

当日は、観光物産PRセンターから役場までの区間において、国スポの象徴である炬火をつなぎ、沿道では多くの皆様から温かいご声援をいただきました。炬火をつなぐ走者の姿を通じて、国スポ開催への期待感と町全体の一体感が高まったものと感じております。

当町でのハンドボール競技会の開催は、全国から当町を訪れる選手、監督、役員、そして応援に訪れる皆様に、野辺地町の魅力を知っていただく絶好の機会でもあります。

競技運営はもとより、受入れ態勢の整備、会場周辺環境整備、町の魅力発信など、関係機関や団体と連携しながら、準備を着実に進めてまいりますので、議員各位におかれましても、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第1号「令和7年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和7年度から令和8年度に繰り越して使用する経費について、繰越明許費繰越計算書によりご報告するものであります。

次に、報告第2号「令和8年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について」であります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和8年度の一般財団法人野辺地町観光協会予算についてご報告するものであります。

続いて、承認第3号から承認第6号までは、「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について」であります。

まず、承認第3号「令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第11号）」であります。

子育て応援手当支給事業に係る一部の支給について、国の予算の制度上、令和8年度において処理することとなり、繰越明許費の設定が必要となったこと、過疎対策事業債のソフト分を上限額まで活用するために地方債限度額の変更が必要となり、早急に予算措置する必要性が生じたため、令和8年3月31日付で専決処分したものであります。

既定の予算の総額は、84億800万円に変更はなく、歳入の科目間において、財源調整をいたしました。

また、繰越明許費の補正については、追加が1件、地方債の補正については、変更が1件といたしました。

次に、承認第4号「野辺地町町税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、野辺地町町税条例において所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和8年4月1日と緊急を要することから、令和8年3月31日付で専決処分したものであります。

次に、承認第5号「野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和8年3月31日公布されたことに伴い、野辺地町国民健康保険税条例においても所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和8年4月1日と緊急を要することから、令和8年3月31日付で専決処分したものであります。

次に、承認第6号「野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例」は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月17日に公布されたことに伴い、野辺地町介護保険条例において所要の改正が必要となりましたが、令和8年4月1日の施行に向けて、国による具体的な準拠基準の提示時期との兼ね合い及び円滑なシステム移行と事務処理の正確性を期すための期間を確保する必要があったことにより緊急を要することから、令和8年3月31日付で専決処分したものであります。

続いて、議案第26号から議案第30号までであります。令和8年度の各会計の補正予算であります。

まず、議案第26号「令和8年度一般会計補正予算（第1号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,200万円を増額し、予算の総額を84億400万円といたしました。

歳入では情報システムの標準化、共通化に係る国庫補助金や指定寄附金などを増額し、歳出では町指定ごみ袋の購入費用を増額したほか、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」開催に関わる宿泊施設周辺の町道の改良工事費を追加するとともに、建設物価の上昇等に対応するために各種工事費を増額し、併せて人事異動に伴う給与費等の調整をはじめ、事業の変更等による増減調整をいたしました。

次に、議案第27号「令和8年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ251万2,000円を減額し、予算の総額を14億556万6,000円といたしました。

歳入では、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費の増額及び一般会計繰入金を減額し、歳出では、主に人事異動に伴う給与費の調整をいたしました。

次に、議案第28号「令和8年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。

既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ15万円を減額し、予算の総額を2億3,850万2,000円といたしました。

歳入では、一般会計からの繰入金を減額し、歳出では、主に人事異動に伴う給与費の調整をいたしました。

次に、議案第29号「令和8年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ503万9,000円を増額し、予算の総額を16億8,049万7,000円といたしました。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の介護給付費負担金等の増額並びに一般会計及び基金からの繰入金を増額し、歳出では、主に人事異動に伴う給与費の調整や、保険給付費の増額をいたしました。

次に、議案第30号「令和8年度水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額の2億8,000万円に増減はなく、支出の営業費用において、人事異動に伴う給与費等の調整をいたしました。

以上が各会計補正予算の概要であります。

続いて、議案第31号並びに議案第32号は、条例の制定及び改正についてであります。

まず、議案第31号「野辺地町一般職の任期付職員の採用に関する条例案」は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関して必要な事項を定めるため提案するものであります。

次に、議案第32号「野辺地町学校給食費条例の一部を改正する条例案」は、学校給食物資の価格高騰に柔軟かつ迅速に対応するため、給食費の額の決定に関する権限を教育委員会規則に委任するよう、所要の改正を行うため提案するものであります。

続いて、議案第33号並びに議案第34号は、「財産の取得の件について」であります。

まず、議案第33号であります。タブレットパソコンを取得するため、野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

次に、議案第34号であります。草刈装置を取得するため、野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

続いて、議案第35号から議案第43号までは、「野辺地町農業委員会委員の任命の件」であります。

野辺地町農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることから、引き続き6名の方と新たに3名の方を任命するものであります。

引き続き任命する方は、福士重光氏、野田頭政子氏、二ツ森 均氏、高松 誠氏、田村敬一氏、魚住ゆり子氏。新たに任命する方は、荒谷清隆氏、大関 実氏、江刺家昭彦氏であります。

この9名の方々を委員として任命することについて、議会のご同意をいただくため提案するものであります。

以上、ご提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、本職並びに関係職員から、詳細、ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（岡山義廣君） 議員の皆様にお伝えします。

10時頃、Jアラート、緊急地震速報があります。間もなく、5分ほどで10時になりますので、暫時休憩します。

休憩（午前 9時52分）

再開（午前10時02分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎委員会の所管事務調査報告

○議長（岡山義廣君） 日程第5、委員会の所管事務調査報告を議題とします。

総務常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

4番、村中玲子君。

○総務常任委員長（村中玲子君） 総務常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、4月22日に開催されました。出席委員6名。オブザーバーとして議長が出席しました。案件は、「所管に属する事務調査について」です。

3月21日に開催された町民との意見交換会で出された8分野（移住・定住、空き家、野辺地高校存続、文化、交通・地域福祉、公共施設、広報・広聴等）の意見について、それぞれの委員が担当して、次の委員会までに事実確認を行うことを決定いたしました。委員は現状や統計等の事実確認を行い、次の委員会で進捗を共有いたします。実現性を精査し、執行部への提言、国・県への意見書提出も視野に入れ、客観的な根拠に基づく調査を進める方針を確認いたしました。

委員会は、5月12日に開催されました。出席委員5名。オブザーバーとして議長、説明員として副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、介護・福祉課長及び関係職員が出席しました。

案件は、「所管に属する事務調査について」です。

初めに、学校教育課長から「学校給食費について」説明がありました。

「給食物資の価格高騰に対応するため、令和8年7月1日から給食費を1食40円増額し、小学校360円、中学校380円に改定します。価格変動へ迅速に対応するため、給食費の額の決定権限を教育委員会規則に委任する条例改正案を6月定例会に提出します。なお、児童生徒分は県の交付金事業

を活用し、無償化を継続します。対象経費は合計約4,066万円です」と説明を受けました。

次に、介護・福祉課長から「野辺地町高齢者入浴サービス助成事業の実施状況について」「令和6年度野辺地町ケアプランデータ連携システムよりそい安心サポート事業の評価について」説明がありました。

「高齢者入浴サービス助成事業では、非課税世帯の高齢者へタカラの湯の無料入浴券を月4枚発行し、令和7年度は99名、延べ673名が利用し、利用率67.2%と順調に推移しています。今後も評価や検証を行い、現状の事業内容を継続し、公衆浴場の維持にも貢献していきたいと思います。なお、高齢者の交流や健康増進を目的とした支援事業についても、引き続き重点的に行っております。ケアプランデータ連携システム事業では、国のモデル事業を活用し、看護師による伴走型支援を実施、町内全22事業所が導入し、全国3位の導入率を達成、時間や経費の削減効果が確認されました。現時点では、伴走型支援の継続とともに定期的な稼働状況を調査しています」と説明を受けました。

委員から「本補助事業の実施により、今後も継続する義務が生じるのではありませんか」との質疑に対し、介護・福祉課長から「本システムは、近い将来、国内全ての介護保険サービス事業所が使用することとなります。今回補助金を活用してシステムを導入することで、早い段階で町内の介護サービス事業所の業務の効率化が図られました。定着を推進するため、現在も支援を継続しています」と答弁がありました。

次に、町民からの意見に基づく8分野について、担当委員が現状把握と先進事例の事実確認を共有しました。担当課や関係機関へのヒアリング、統計・決算データ等を基に調査した結果、町民の声を実現するには、さらに課題を掘り下げる必要があると判断し、全項目について課題調査と具体案の研究を行い、次の委員会で共有し、検討を深めてまいります。

以上、総務常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで総務常任委員会の報告を終わります。

次に、建設産業保健衛生常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

3番、木戸忠勝君。

○建設産業保健衛生常任委員長（木戸忠勝君） 建設産業保健衛生常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、4月20日に開催されました。出席委員6名。

案件は、「所管に属する事務調査について」です。

3月21日に開催された町民との意見交換会で出された10項目の意見について、それぞれを委員が担当して、次の委員会までに事実確認を行うことを決定いたしました。委員は所管事項の現状を調

査し、委員会で共有いたします。単なる調査にとどまらず、実現性を精査し、執行部への提言、国・県への意見書提出も視野に入れ、町民にも論理的に説明できるよう整理と構築することを確認いたしました。

委員会は、5月14日に開催されました。出席委員6名。

案件は、「所管に属する事務調査について」です。

本委員会では、町民からの意見に基づき、産業振興、観光、鳥獣対策等の調査を行いました。調査事項の事実確認を行い、事業実施の可能性や課題を議論しました。その結果、一部の項目（熊対策、漁業等）は調査を終了とし、そのほかの項目は、課題調査と具体案の研究を行い、次の委員会で共有し、検討を深めてまいります。

以上、建設産業保健衛生常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これで建設産業保健衛生常任委員会の報告を終わります。

◎特別委員会の中間報告

○議長（岡山義廣君） 次に、日程第6、特別委員会の中間報告を議題とします。

統合小学校新築事業調査特別委員会から、中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、統合小学校新築事業調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許します。

10番、大湊敏行君。

○統合小学校新築事業調査特別委員長（大湊敏行君） おはようございます。統合小学校新築事業調査特別委員会の中間報告を申し上げます。

本委員会は、議長を除く全議員で構成されており、その経過と結果については、議員各位がご承知のことと思いますので、詳細については省略させていただきます。

委員会は、2月24日に開催されました。委員11名、オブザーバーとして議長、説明員として町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、企画財政課長、健康づくり課長、関係職員及び設計業者が出席しました。

案件は、「実施設計の進捗状況について」「今後の事業スケジュールについて」であります。

初めに、設計業者より統合小学校及び児童館の実施設計における進捗、工事スケジュールについて説明があり、次に、学校教育課長より「今後のスケジュールとして、3月定例会に令和8年度当初予算を提出し、令和8から11年度で総額53億7,981万円余りの継続費を設定します。国庫補助については、採択の場合は予算どおり工事を発注しますが、不採択の場合は補助金相当分を全額起債に振り替える方針であり、町の実質負担は約5億円増加し、財源は原子力立地給付金相当額の協力期間を5年延長する考えです」と説明がありました。

委員会は、5月28日に開催されました。委員10名、オブザーバーとして議長、説明員として町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、企画財政課長、健康づくり課長、建設水道課長及び関係職員が出席しました。

案件は、「学校施設環境改善交付金の内示について」「単価入替業務後の建設事業費について」「今後の事業スケジュールについて」「資金計画案について」であります。

学校教育課長より「学校施設環境改善交付金については、提出した野辺地小学校危険改築・不適格改築事業に伴う施設整備計画に基づき、内示があったので報告します。総内定額は、対象工事費15%分で1億6,956万円余りです。単価入替え後の建設事業費は予算範囲内となっております。今後の工事スケジュールは、令和8年度は基礎工事、令和9年度は校舎及び講堂の建設工事、グラウンド整備、児童館建設工事を行い、令和10年4月の供用開始を目指しております。令和10年度には既存校舎の解体、令和11年度には外構工事と西側駐車場の整備を行い、令和11年11月の全体供用開始を予定しております。資金計画案については、令和11年度までの過疎債での借入額は39億1,540万円、令和36年度までの利子を含めた償還額は55億6,315万円余りとなり、そのうち38億9,421万円余りの交付税算入を見込み、町負担額の合計は18億4,994万円余りとなります。この財源は、原子力立地給付金相当分を積み立てた学校建設基金等を見込んでいます。現時点での資金計画案となります」と説明を受けました。

本委員会は引き続き、付託中の事件について調査いたします。

以上、本委員会に付託されております「統合小学校新築事業に関する審査及び課題の検証等」についての中間報告となります。

○議長（岡山義廣君） これで統合小学校新築事業調査特別委員会の中間報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時13分）